

2024 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 有沢製作所
代表者名 代表取締役社長 有沢 悠太

有沢製作所グループ人権方針の制定に関するお知らせ

当社は、2024 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「有沢製作所グループ人権方針」を決議し、制定しましたので、お知らせします。

有沢製作所グループ人権方針

有沢製作所は、「創造：Create 革新：Innovate 挑戦：Challenge」を基本とし、

- I. 新たな価値を創造し、顧客満足度を高める。
- II. 顧客要求を発掘し、独創的な技術で新事業を創出する。
- III. 品質と生産性を向上させ、企業体質を強化する。
- IV. 社会・環境課題の解決に貢献し、持続的な成長を実現する。

という経営方針を掲げており、その方針に基づき、行動指針、品質方針、ESG 方針を定めております。

また、原材料調達から製品の開発、生産、流通、消費、廃棄そして再資源化を含むすべての事業活動領域において、有沢製作所グループ※のビジネスが人権に影響を及ぼす可能性があることを理解しております。

サステナブルな社会への貢献と有沢製作所グループの企業価値の向上を実現するためには、事業活動に関連して起こり得る人権への負の影響を防止・軽減することはもとより、人権を尊重した事業活動を推進することが不可欠です。

有沢製作所グループは、すべての人の人権を理解し人権尊重の責任を果たすため、ここに「有沢製作所グループ人権方針」を定めます。

※ 有沢製作所およびすべての連結子会社

1. 人権に関する国際規範の尊重

有沢製作所グループは「国際人権章典」および ILO（国際労働機関）の「労働における基本的原則および権利に関する宣言」に定められている人権を尊重し、加えて、国連グローバル・コンパクトの 10 原則と国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を支持、尊重します。

有沢製作所グループは、強制労働、人身売買、児童労働、ハラスメント、劣悪な労働環境、いじめ、不公平な扱いを認めず、企業活動において、年齢、性別、性的指向、性自認、人種、国籍、言語、宗教、信条、財産、障がいなどを理由とした差別や人権侵害を行わないよう推進します。そしてすべての人々へ平等な機会を提供し、個人個人の生き方や働き方を尊重します。

2. 適用範囲・ビジネスパートナーへの期待

人権方針は、有沢製作所グループのグループ会社すべての役員・社員に適用されます。
有沢製作所グループは、私たちの信念を顧客の皆様やサプライヤーをはじめとするビジネスパートナーと共有し、本方針への理解と人権への尊重を期待します。

3. 人権デューデリジェンスの実施

有沢製作所グループの事業活動による人権への負の影響を特定し、予防し、軽減する一連の手続きを実施します。

また、通報・相談をしたことによって、通報者・相談者が不利益な取り扱いを受けることがないように保護するとともに適切な通報がされるよう、心理的な安全面を保証します。

サプライヤーなどのビジネスパートナーが人権侵害を助長しないようにも努めています。具体的には、CSR 調達方針に基づき、CSR チェックシートによるサプライヤー調査を行っています。チェックシートには、基本的人権の侵害や法令・倫理に反する行為があった場合の通報体制や、相談窓口、懲戒方針と手順などについての質問が設けられています。なお、サプライヤーの労働環境については、品質監査時に生産環境に関する実態調査を行っています。

4. 人権尊重の実践

有沢製作所グループは以下を実践します。

- ・労働時間と賃金に関する各国・各地域・各業種別に定められた法令を遵守します。
- ・安全・衛生に関する各国・各地域・各業種別に定められた法令を遵守します。また、事故や災害の発生を予防し、安全で衛生的な職場環境をつくり、従業員の心身の健康を保ちます。
- ・人身取引、強制労働、奴隷労働、児童労働を一切認めません。
- ・年齢、性別、性的指向、性自認、人種、国籍、言語、宗教、信条、財産、障がいなどを理由とした差別と、ハラスメント行為を含むあらゆる非人道的な扱いを認めません。
- ・個人情報保護に関する各国・各地域・各業種別に定められた法令を遵守します。
- ・製品の品質と安全性の確保を通じ、ステークホルダーの皆様の安全と健康を守ります。
- ・安全や健康を含む地域社会の皆様の人権を尊重します。
- ・労使間で建設的な対話を行い、結社の自由および団体交渉権を尊重します。
- ・内紛や紛争に関わる勢力の資金源となる恐れのある鉱物の使用を禁止し、監視します。

5. 人権尊重の推進

- ・役員・社員に対する教育・啓発

役員・社員が人権方針を理解し、適切な事業活動に反映されるよう、必要な教育・啓発活動を行います。

- ・ステークホルダーとの対話

事業活動に関連する人権への影響について、継続的にステークホルダーとの対話を行い、取り組みの向上・改善に努めます。

- ・通報・相談窓口

社員が人権に関する懸念事項について通報できるシステムを設け、その実効性向上に努めます。通報においては、秘密保持と個人情報保護を行う一方、通報を理由とする

通報者の不利益な取り扱いは行いません。

- ・ 情報公開

人権方針の浸透に向けた取り組みの進捗状況や人権尊重の促進に向けた取り組みを、ウェブサイト、統合報告書などを通じて随時開示します。

以上